

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	建設業法における営業所専任技術者制度の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>建設業法により、建設業許可を得て建設業を行う場合には、営業所ごとに専任の技術者を配置することとされている。この技術者には、当該営業所において受注される建設工事を円滑に進めるための役割が期待されるため、当該営業所に常勤してその職務にあたることが求められている。</p> <p>現状の法人（特に大企業）の一部では、営業所には営業部門のみを配置し、工事施工に係る見積りや施工計画等の立案等については、別の事業所（本社等）からパソコンや電話等を用いて遠隔的に、営業部門に対して指導・監督が行われることが多い。</p> <p>しかし、現行制度では、当該営業所への常勤が求められるため、必ず営業所に有資格者を設置しなければならず、コーポレートガバナンスの強化の方策が狭められている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法（第7条、第15条）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>（提案内容）</p> <p>企業のコーポレートガバナンスまたは組織構造の方式に応じて、全ての営業所に有資格者が常勤しておらずとも、適正な履行の確保ができる体制を構築していると認められる場合、これを許可するという特別認可制度とする事が望ましい。</p> <p>500万円未満の工事しかない業者は、建設業の許可が不要であることに合わせて、500万円未満の工事については、営業所への専任技術者の配慮を免除していただきたい。</p>